

架空請求・不当請求

「架空請求」は、突然「料金未納」などと根拠のない支払いを要求してきます。ハガキや封書などの郵便の他、携帯やパソコンにメールで送りつけてきます。

「不当請求」は、メールにあったサイトアドレスをクリックしたり、無料と書いてある画像を見ようとボタンをクリックすると、突然請求画面が表示され、お金の支払いを要求してきます。ワンクリック詐欺ともいいます。

ハガキ・封書



事例は、訪問販売の顧客名簿を元に実際に送付されたものです。電話帳や様々な情報を利用して、無差別に送りつけてきます。



訴訟内容確認通知	
平成〇〇年	管理番号（サ）第 7118 号
<p>この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。</p> <p>当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になります。</p> <p><u>※当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではなく確認させていただいておりますので予めご了承ください。</u></p> <p>このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する口頭弁論期日呼出状送達後に出廷となります。</p> <p>尚、そのまま出廷されない場合は執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押えをされてしまう事がありますので十分ご注意ください。</p> <p>最近個人情報を悪用する業者が急増しておりますので万が一身の覚えが無い場合早急にご連絡下さい。</p>	
受付時間	10:00～17:00 （土・日・祭日を除く）
〒103-〇〇〇〇 東京都中央区□□□□ △△△ビル3F (相談窓口)	03-××××-××××
国民被害対策相談センター	

いかにも正式な通知であるかのように見せかける。

具体的な記載がない。記載しないことで受け取った側が「もしかして以前購入したものかも…」と思わせる手口。

「確認通知」であれば具体的な記載がなければおかしい。

矛盾している。

裁判すると脅して連絡させ、個人情報を聞き出そうとする手口。

注意喚起に見せかけ、正当性を装う。

架空の名称だけでなく、実在の機関を騙ることもある。



身に覚えのない請求は無視し、相手には決して連絡しないようにしましょう。

- 相手に連絡すると、電話番号等の個人情報を知られてしまいます。決して連絡してはいけません。
- 架空請求かどうか判断に迷った時は、最寄りの市町消費生活相談窓口や県消費生活センターに、請求してきた団体名等を照会しましょう。
- 脅迫めいた取り立てを受けた場合は、最寄りの警察署に連絡してください。

【裁判所から「特別送達」が届いたら…】

裁判所の正式な手続きで督促した可能性があります。放置せず、発送元が本当の裁判所であるかどうか電話帳や消費生活センターなどで確認し、本物であれば所定の手続き(異議申し立て)をしましょう。

携帯電話・パソコン

架空請求

事例

Case

会社名はさまざま。弁護士や公共機関を名乗ることもある。

連絡させるための脅しの手口

電話番号の上でクリックすると、電話が発信される。つい携帯電話から連絡をしてしまいがち。フリーダイヤルを利用することも。

差出人:〇〇〇@△△△.jp

件名:重要なお知らせ

（株）〇〇〇〇〇の△△と申します。お客様がご使用中のPC・携帯より以前ご登録頂いた総合情報サイトから、無料期間中に退会処理が取られないでいる為に登録料金が発生しており、現在未払いとなつた状態のまま長期放置が続いております。

このまま放置してしまうと、お客様の身元調査後、ご自宅やお勤め先への回収業者による料金回収又は、裁判による訴訟を行う可能性があります。退会処理・ご利用状況等の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

TEL 03*****

受付時間 午前9時30分～午後6時

(休業日 土曜・日曜・祝日)

（株）〇〇〇〇 担当△△まで。

尚、ご連絡いただけない場合は、手続き開始となりますので御了承下さい。

具体的にサイト名を書かないので、「もしかしたら、以前利用したあのサイトのことかも」と思われる手口。

メールアドレスをアラバジンダムに作成して無差別に送信しているか、何らかの方法でメールアドレス入手して送信しているだけ。電話会社やインターネット接続会社が契約者の個人情報を他人に公開することはない。

不当請求

事例

Case

無料 料のアダルトサイトを見つけ、興味本位で接続した。年齢認証をクリックしたら、いきなり登録完了画面となり、高額な登録料を3日以内に振り込むよう請求された。慌てて画面を消したが、その後パソコンを立ち上げるたびに請求画面が表示されるようになった。



アドバイス

Advice

アドレス等をクリックしただけでは、契約は成立しません。支払いの必要はありません。

■身に覚えのない請求は無視。

■相手に連絡すると、名前や住所などの個人情報を知られ、さらに請求が激しくなったり、脅されたりすることもあります。相手には絶対に連絡せず、まず、最寄りの市町消費生活相談窓口や県消費生活センターに相談しましょう。

■パソコンから請求画面が消えない場合は、システムの復元等により対処することができます。詳細は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のサイトをご確認ください。

<https://www.ipa.go.jp/>

架空請求が送られてくる原因としては、メールアドレスをホームページや掲示板等インターネット上に掲載した、懸賞やアンケートの応募の際にメールアドレス等個人情報を記載した等、第三者に個人情報を知られたことが考えられます。個人情報の取り扱いには充分注意しましょう。